

小規模多機能型居宅介護 船木・えんの家

運 営 規 程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 小羊会が設置経営する指定地域密着型サービスに該当する小規模多機能型居宅介護船木・えんの家（以下「えんの家」といいます。）の適正な運営を確保するための人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態にある高齢者に対して適切なサービスを提供することを目的とします。

(基本方針)

第2条 要介護状態にある高齢者が住み慣れた地域で、家族や近隣住民との関係を持ちながら暮らしていけるように、利用者やその家族の生活を包括的に支えることを目的とします。

2 利用者のその人らしい生活が継続できるよう、馴染みの関係や信頼関係を築き、「通い」を中心に、「宿泊」や「訪問」を組み合わせながら臨機応変に対応することで、利用者の能力に応じ自立した生活ができるよう支援します。

(運営方針)

第3条 利用者一人ひとりの人権を尊重し、その人がその人らしく家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるようサービスを提供します。

2 介護保険法並びに関係する厚生労働省令、「滋賀県介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の従事者並びに設備及び運営に関する基準等を定める条例」、「近江八幡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」、「近江八幡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」を遵守するものとします。

3 利用者が住み慣れた地域で生活を継続することかできるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図り、利用者の心身の状況やその置かれている環境を踏まえて、通い、訪問及び宿泊を柔軟に組み合わせたサービスを提供します。

4 地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流を図っていきます。

5 小規模多機能型居宅介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者が日常生活を営むことかできるよう必要なサービスを提供します。

6 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅サービス事業者、他の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、サービスを提供します。

7 利用者により身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行いません。但し、利用者又は他の利用者等の生命を保護するため緊急やむを得ないと判断した場合は、その様態及び時間、その際の心身の状況及び緊急やむを得ない理由を記録するものとします。

8 あらかじめ利用者または家族に対し、サービスの提供等について、わかりやすく説明を行います。

9 利用者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話による見守り等を行い、生活を支えるための適切なサービスを提供します。

10 利用者の要介護状態の軽減または悪化の防止に資するよう、その目標を立て、計画的に支援します。

11 提供するサービスの質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、

それらの情報を公表し、常に改善を図ります。

(事業所の名称)

第4条 事業所の名称は次のとおりとします。

小規模多機能型居宅介護 船木・えんの家

(事業所の所在地)

第5条 事業所の所在地は次のとおりとします。

滋賀県近江八幡市船木町1383

(従業員の職種、員数及び職務内容)

第6条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとします。

- (1) 代表 1名
事業を代表し、業務の総括を行います。
- (2) 管理者 1名
事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行います。
- (3) 介護支援専門員 1名以上
利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、利用者の居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画（以下「居宅介護計画」といいます。）の作成を行います。
- (4) 看護職員 1名以上
利用者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護を行います。
- (5) 介護職員 6名以上
利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し適切な介助を行います。
また、宿泊に対して1名以上の夜勤職員を配置します。その他自宅等で暮らしている方々に対して宿直者を1名以上配置します。

(営業日及び営業時間)

第7条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとします。

- (1) 営業日 年中無休とします。
- (2) 営業時間
 - ①通いサービス（基本時間）9：30～15：45
 - ②宿泊サービス（基本時間）17：00～翌8：30
 - ③訪問サービス（基本時間）24時間※緊急時及び必要時においては柔軟に通い、訪問及び宿泊サービスを提供します。

(利用定員)

第8条 当事業所における登録定員は29名とします。

- (1) 1日の通いサービスの定員は18名とします。
- (2) 1日の宿泊サービスの定員は6名とします。

(サービスの内容)

第9条 サービスの内容は次のとおりとします。

(1) 通いサービス

事業所のサービス拠点において、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の必要な援助を提供します。

①日常生活の援助

日常生活動作能力に応じて、必要な介助を行います。

ア. 移動の介助

イ. 休養

ウ. 通院等の介助やその他必要な介護

②健康チェック

血圧測定等の利用者の身体状態の把握

③生活リハビリ（機能回復訓練）

利用者が日常生活を営むのに必要な機能を維持するための生活リハビリ及び利用者の心身の活性化を図るための必要な援助を行います。また、外出の機会の確保その他利用者の意向を踏まえた地域社会生活の継続のための支援を行います。

ア. 日常生活動作を通じた機能回復訓練

イ. レクリエーション

ウ. 地域活動への参加

④食事支援

ア. 食事援助目標による個別援助

イ. 食事の準備

ウ. 食事介助及び見守り支援

⑤入浴支援

ア. 入浴援助目標による個別援助

⑥排せつ支援

ア. 排せつ援助目標による個別援助

イ. 利用者の状況に応じて適切な排せつの介助

⑦送迎支援

利用者の希望による、ご自宅と事業所間の送迎サービス

(2) 訪問サービス

利用者の自宅にお伺いし、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の必要なサービスを提供します。

(3) 宿泊サービス

宿泊していただき、食事、入浴、排せつ等の日常生活上の援助や機能回復訓練を提供します。

(4) 相談・助言等

利用者やその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言、申請代行等を行います。

(居宅介護計画)

- 第 10 条 サービス提供を開始する際には、利用者の心身の状況及びその置かれている環境等を十分に把握し、個別に居宅介護計画を作成します。
- 2 介護計画の作成にあたっては、地域における活動への参加の機会の提供により、利用者の多様な活動の推進に努めます。
 - 3 利用者の心身の状況及びその置かれている環境を踏まえ、他の関係介護職員との協議の上、援助目標を設定し、その達成のための具体的なサービスの内容等を記載した居宅介護計画を作成します。
 - 4 居宅介護計画の作成にあたっては、その内容について利用者または家族に説明し、同意を得ます。
 - 5 居宅介護計画を作成した際には、居宅介護計画書を利用者に交付し、援助の目標及び内容について利用者またはその家族に説明を行います。なお、交付した居宅介護計画書は、2年間保存します。
 - 6 利用者に対し、居宅介護計画に基づいてサービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行います。
 - 7 居宅介護計画の作成後においても、常に居宅介護計画の実施状況及び利用者の心身の変化等の把握を行い、必要に応じて居宅介護計画の変更を行います。

(料金、その他の費用の額)

- 第 11 条 利用料は、介護報酬の告示上、法定代理受領分は介護報酬の 1 割または 2 割または 3 割とし、法定代理受領分以外は介護報酬の告示上の額とします。ただし、次に掲げる項目について、別に利用料金の支払いを受けます。
- (1) 宿泊費 (1 泊 3000 円)
 - (2) 食費 (一食当たり、朝食 300 円、昼食 650 円、夕食 650 円、おやつ 50 円)
 - (3) オムツ代 (一枚当たり、パンツ式 150 円、紙おむつ 100 円、尿とりパット 30 円)
 - (4) 前号に掲げるもののほか、提供されるサービスのうち、通常必要となるものにかかる費用で、利用者に負担を求めることが適当と認められる費用
- 2 前項の費用の支払いを含むサービスを提供する際には、事前に利用者または家族に対して必要な資料を提示し、当該サービスの内容及び費用の説明をした上で同意を確認します。
- また、併せて、その支払いの同意する旨の文書に署名 (記名押印) を受けます。
- 3 利用料の支払いは、現金、郵便振替 (自動払込) により指定期日までに受けます。

(通常の事業の実施地域)

- 第 12 条 通常の事業の実施区域は次のとおりとします。
- 近江八幡市全域

(サービスの提供記録の記載)

- 第 13 条 サービスを提供した際には、その提供日数及び内容、居宅介護について、利用者に代わって支払いを受ける介護報酬の額、その他必要な記録を所定の書面に記載します。

(個人情報の保護)

第 14 条 利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な扱いに努めます。

(秘密保持)

第 15 条 事業所の従業員は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密保持を厳守するため、従業員でなくなった後も秘密を漏らすことかないよう、就業規則に記載するとともに誓約書を提出しなければなりません。

(苦情処理)

第 16 条 提供したサービスに関する利用者及び家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者または家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じるものとします。

具体的には、相談窓口から処理に至るまでの概要について、利用者または家族にサービス内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要について記載するとともに、事業所に掲示します。

- 2 提供したサービスに関する利用者及び家族からの苦情を受付けた場合には、当該苦情の内容等を記録します。
- 3 苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取り組みを行います。
- 4 提供した小規模多機能居宅介護に関し、法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他物件の提出もしくは提示の求めまたは当該市町村の職員からの質問もしくは照会に応じます。また、利用者または家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導または助言を受けた場合においては、当該指導または助言に従って必要な改善を行います。
- 5 提供したサービスに係る利用者または家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会から同号の指導または助言を受けた場合においては、当該指導または助言に従って必要な改善を行います。

(事故発生時の対応)

第 17 条 サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者家族、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとします。

- 2 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録します。
- 3 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとします。
- 4 事故が生じたその原因を解明し、再発防止のための対策を講じます。

(衛生管理)

第 18 条 サービス提供の際に使用する施設、食器その他備品等について、感染症等防止のための衛生管理に努め、衛生管理上必要な対策を講じるものとします。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の号に掲げる措置を講じるものとします。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね1年に1回以上開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図ります。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。

(3) 事業所において、従業員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

(緊急時における対応方法)

第19条 サービス提供を行っているときに、利用者に病状の急変その他必要な場合には、速やかに主治医及び家族へ連絡を行うとともに必要な措置を講じるものとします。

2 主治医との連絡及び指示が得られなかった集合には、あらかじめ事業所が定めた協力医療機関へ連絡するとともに受診等の適切な処置を講じます。

(非常災害対策)

第20条 非常災害対策に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

2 事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。

3 非常災害の発生の際にその事業が継続できるよう、他の社会福祉施設との連携及び協力を行う体制を構築するように努めます。

(運営推進会議)

第21条 地域に密着し地域に開かれたものにするために、運営推進会議を開催します。

2 運営推進会議の開催は、おおむね2ヶ月に1回以上とします。

3 運営推進会議のメンバーは、利用者、利用者家族、地域住民の代表者、地域を管轄する市の介護保険担当職員、及びえんの家についての知見を有する者とします。

4 会議の内容は、事業所のサービス内容の報告及び利用者に対して適切なサービスが行われているかの確認、地域との意見交換・交流等とします。

5 運営推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表します。

(記録の整備)

第22条 事業所は、従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備します。

2 利用者に対するサービス提供に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存します。

(虐待防止)

第23条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとします。

- 2 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図ります。
- 3 虐待の防止のための指針を整備します。
- 4 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施します。
- 5 事業所は、サービス提供中に、当該事業者又は擁護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には、速やかにこれを市町へ通報するものとします。

(業務継続計画の策定等)

- 第 24 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。
- 2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとします。
 - 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

(その他運営についての留意事項)

- 第 25 条 従業員の質の向上を図るための研修機会を設け、また、業務体制を整備します。
- 2 従業員は、利用者の居宅を訪問時、所属を証明する所属証明書を携行し、利用者または家族から求められたときはこれを提示します。なお、施設内には、所属を明らかにする担当表を見やすい場所に掲示します。
 - 3 サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合には当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておくものとします。
 - 4 サービス提供の開始に際し、あらかじめ、利用者申込者及びその家族に対し、運営規程の概要、従業員の勤務体制その他の利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ます。
 - 5 事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な小規模多機能居宅介護を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の小規模多機能居宅介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じるものとします。
 - 6 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確等の必要な措置を講じるものとします。
 - 7 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、管理者が定めるものとします。

(付則)

この運営規程は、2008年4月1日から施行する。

(改定)

第23条 人権の擁護 追加

2014年2月1日から施行する。

(改定)

第11条 料金、その他の費用の額 変更

2015年8月1日から施行する。

(改定)

第11条 料金、その他の費用の額 変更

2018年8月1日から施行する。

(改定)

第11条 料金、その他の費用の額 変更

第18条 2項 変更、(1)、(2)、(3)号 追加

第20条 2項 変更、3項 追加

第23条 変更、2、3、4、5項 追加

第24条 変更

第25条 追加

2023年4月1日から施行する。

(改定)

第6条 従業員の職種、員数及び職務内容 変更

第8条 利用定員 変更

2025年3月11日から施行する。